

病理診断科

我々が行う病理診断は最終診断として重要な役割を担い、患者さんに質の高い医療を提供するために必要不可欠なもので、業務内容は主に以下の4つです。

- ① 組織診断：内視鏡などで病変の一部を採取したもの（生検標本）や手術で摘出された臓器（手術標本）を肉眼及び顕微鏡で診断します。病変の良悪性や広がりを最終的に診断するため、その後の治療方法に反映されます。
- ② 細胞診断：病変をブラシで擦ったり、あるいは尿などの液体から細胞を集め、顕微鏡で良悪性を判定します。痛みなどの侵襲が少ないため、検診の一つとしても行われており、子宮頸癌をはじめとする悪性腫瘍の早期発見に役立っています。
- ③ 術中迅速診断：手術中に病変の良悪性の判定、リンパ節への癌転移有無の判定、癌が取りきれたかどうかの断端検索などを行います。この診断で手術方針が左右されます。
- ④ 病理解剖：病死された御遺体について、遺族の承諾を得て死因解明などを行い、その知見は検討会（CPC）を介して今後の診療に生かされます。

適切な治療は、正しい病理診断があってはじめて成り立ちます。一つ一つの検体を患者さんと思って真摯に向き合い、スタッフ一丸となって業務に取り組んでいます。

